

「公証人法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

法務省民事局総務課

「公証人法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和5年4月25日から同年5月25日までの間、意見募集を行ったところ、1件の御意見が寄せられましたので、御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおり公表します。

なお、この意見募集に係る省令案は、「公証人法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年法務省令第30号）として、令和5年5月31日に公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

1 御意見の概要

【意見】

省令案について、賛成である。

【理由】

暴力団による事件や資金源の根絶を図るため、株式会社を設立する際、その実質的支配者が反社会的勢力に所属していないこと等を公証人に対して申告させるように義務付け、公証人が確認する仕組みを設けた本制度は、F A T F 勧告により株式会社等の実質的支配者に関する情報を明らかにさせる仕組みを整えることが国際的な要請となっていることを受けたものである。例えばドイツやフランスのように、実質的支配者を登記することが新たに義務付けされた国もあるところであるが、日本においては、会社法その他の法制度を勘案し、公証人の活用を図ることが最も適切であると考えられたものであり、定款認証の嘱託者の代理人として公証人と接する機会が多い司法書士の立場からは、この方向性を高く評価しているところである。

商業登記の実務においては、平成28年10月施行の改正商業登記規則により、登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合には、株主総会議事録に加えて、いわゆる「株主リスト」を添付しなければならないものとされており、登記申請の資格者代理人である司法書士としても、依頼者である株式会社の株主名簿の確認が不可欠となっている。昨年（令和4年）の臨時国会における「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）の改正によれば、司法書士等の士業者は、依頼者である法人の本人確認の場面で、その実質的支配者に関する情報の申告を求めなければならないこととされており、司法書士も依頼者である法人の実質的支配者が誰であるのかについて十分留意しつつ、関与していかなければならないと考えられ、その職責を深く自覚するところである。

昨今、商業登記事務の迅速化や手続の簡素化等の議論があるが、商業登記は、公示の制度であり、会社等の信用の重要なインフラである。単

に、申請されたものを登録するだけの制度ではなく、会社法に規律された手続が適法に履行されているかについて、議事録等の添付書面による審査が登記所において行われていることによって真正が担保されているからである。株式会社の設立手続のポータルである公証人による定款認証の場面で、定款作成の真正及び内容の適法性審査が必要な手続として行われるとともに、実質的支配者が反社会的勢力ではないこと等の申告が公証人に対してされることにより、消費者詐欺犯罪やマネー・ローンダリング等の株式会社の不正使用が予防され、株式会社制度が健全に利用される社会が構築されて、商業登記制度が信頼されるべきインフラとして益々その機能を高めていくことを期待してやまない。

そうした観点から、今般の改正についても、強く賛成する次第である。

2 御意見に対する考え方

賛同意見として承ります。